

31 静保健介第 5047 号
令和 2 年 2 月 5 日

介護サービス事業所 管理者 様

静岡市保健福祉長寿局健康福祉部介護保険課
事業者指導担当課長

介護サービス事業所における新型コロナウイルス関連肺炎に係る
対応について（通知）

日頃より、本市の介護保険事業に御理解と御協力をいただきありがとうございます。

さて、中華人民共和国湖北省武漢市において、令和元年 12 月から新型コロナウイルス関連の肺炎と診断される症例が多数報告されています。

また、現在日本国内においても新型コロナウイルスに関連した感染症の発症者が増加しております。

つきましては、下記に留意し、貴事業所の衛生管理の向上を図りますようお願いいたします。

記

1 衛生管理について

新型コロナウイルスによって引き起こされる感染症については、発熱及び呼吸器症状（咳等）を呈した後、肺炎に至ることがあります。ウイルスに感染した方の咳などの飛沫を介して感染するため、サービス利用者が頻繁にふれる場所について、以下の方法で消毒を行ってください。

① 利用者の触れる場所

ドアノブ、手洗い場の蛇口とシンク、トイレの水洗レバー、手すり、自動販売機のボタン、エレベーターのボタン等が対象になります。

② 消毒剤のつくり方（手指消毒には使用しないでください。）

物の表面の消毒には次亜塩素酸ナトリウム（0.1%濃度）が有効であることが分かっています。市販の塩素系漂白剤の次亜塩素酸ナトリウム濃度は5～6%です。購入した塩素系漂白剤の使用方法に従い、希釈してください。

（参考）6%次亜塩素酸ナトリウム 50ml を水 3L で希釈します（0.1%）

- ③ 作った消毒剤を利用者の触れる場所に噴霧し、ペーパータオルでふきとります。
その時、一度ふき取ったペーパータオルで別の部分は絶対に拭かないようにしてください。

また、事業所内の換気及び湿度管理に留意してください。

2 サービス利用者及び従業者に対して

咳エチケットや手洗い等、通常の感染対策を推奨してください。事業所の出入口に手指消毒薬を設置し、利用を推奨することも有効です（手など皮膚の消毒を行う場合には、消毒用アルコール（70％）が有効です）。

保健福祉長寿局健康福祉部介護保険課

事業者指導第1係 電話：054-221-1088

事業者指導第2係 電話：054-221-1377